

丙第八四三號

昭和二十四年五月二十六日

厚生次官

内閣官房次長殿

國庫與地方職員及び國庫補助地方職員
の人員整理について

發目第五〇五號をもつて御照會のあつた標記の件について、當省
關係職員についてはそれぞれ特殊事由があり整理の特例を認めら
れたく別冊の通り回答致しますから、よろしく御取計願ひたい。

昭和二十四年五月十八日

次官

人事課長

事務官

五月十八日

各部長官長宛

課長

國庫負担地方職員及び國庫負担補助地方職員(事業費) 支年職員を含むの人員整理について 政府の行う行政整理に即應して各地方公共団体に於ても政府の例に準じ、原則として現業職員二割非現業職員三割の人員整理

海軍

理を行ふものと思料せらるるので國庫負担及び國庫補助地方職員についてこの其の基準による措置を立案することをなつたがこれら地方職員についての整理の特例等についての意見を内閣官房次長より照會があつたので左記にあり折返し此回答へたい。

記

貴官所管の標記職員について

- 一、三割、二割の原則に従ふものについては、その旨記載の上よりに伴う予算并務置の説明及び予算書等の字を添付する。
- 二、一の例外を認められたるものについては、その詳細なる理由とともに、これに伴う予算書務置の説明及び予算書等の字を添付する。
- 三、以上一及び二はたの形式により整理前及び整理後に分け当該職員等の項目別に且つ更員とその他職員別に記載する。

奉自第29号

昭和二十四年五月 七日

伊 2556

内閣官房次長



國庫員担地方職員及び國庫補助地方職員へ奉崇費
上二年職員を含むの人員整理について

政府の行方行政整理に即應して各地方公共団体にお
ける人員整理を行ひ、その整理率も都道府縣にあつて
は政府の例に準じて原則として現業職員ニ割非現業
職員三割とするに適當であると思料せらるるが、右
に自連し、貴省へ片一國庫員担及び國庫補助地方職員
について左記折返し本月 卅日までに總理府官房自治

課宛ニ御日報類り度く、同旨までに御回報さるるに、
原則通り三割、二割の整理を行つものとして、貴省にお
きき、立案するから念のため早返さるる

記

- 一、三割、二割の原則に従ふものについては、その旨記載の上、此に伴
う予算措置の説明とともに、予算書写を添附されたい。
- 二、一の例外をなすものについては、その詳細なる理由とともに、此に併せて予
算措置の説明及び予算書の写を添附されたい。
- 三、以上一、二は左の様式により整理率及びの整理後に係る書式
職員項目別に且つ定員とその他、職員別の記載されたい。

様式(省へ片)

区 分	整理率		整理後		備考
	定員	定員	定員	定員	
国庫員担					
国庫補助					
地方自治					
地方公共					
地方官署					
地方官署					
地方官署					
地方官署					
地方官署					
地方官署					
地方官署					
地方官署					
地方官署					
地方官署					

予算措置の説明及び予算書写は別紙とされた。

以上の各職員は、いづれも法律その他の規則に基く事務遂
行上必要最大限の職員数に止まるものであるが、二十四年度当初
予算においては一應予算単価の一五%減となつたものについては
補正予算によつて單価の引上復活を関係当局と交渉中であるの
で、職員数の整理は行われぬよう併慮願ひたい。

裏面白紙

衛発第七六号 昭和二十四年五月十九日

大臣官房人事課長 殿
公衆衛生局長



國庫員在地方職員及國庫補助地方職員
(本業並に兼職員を含む)の人員整理の件

昭和二十四年五月十八日丙第七九二号を以て仰照令の標

記の件が局内係地方職員に付、夫々別紙事由により、特
例を認めらるゝようよろしく仰取計の願はるべし。

公衆衛生局

職員区分	二十四年度当初定数		改定定数		整理後定数		備考
	吏員	他職員	吏員	他職員	吏員	他職員	
食品衛生監視員	一七六	〇	一七六	〇	一七六	〇	口庫員他職員
疫病検査員	五	〇	五	〇	五	〇	口庫員他職員
学舎消毒員	〇	二四	〇	二四	〇	二四	口庫員他職員
病院給食係事務員	〇	一四	〇	一四	〇	一四	口庫員他職員
環境衛生監視員	一五〇	〇	一五〇	〇	一五〇	〇	口庫員他職員
留検員	〇	〇	〇	〇	〇	〇	口庫員他職員
除害施設職員	二〇	四六	二〇	四六	二〇	四六	口庫員他職員

厚生省

裏面白紙

人員整理特例事由

海峽會政事務專事事務職員

戰後國民海峽收斂は食糧事情の窮乏に伴つて
 急激に座下し、一部は^{相持}食糧失調患者をすらす見
 に至つた。その後漸次良好となつて来たが、
 その原因は食糧事情の好転^{たもよるが}、海峽諸島の
 不ななるありである。食糧は当分國外に^{食糧}依存し、
 取付けられたりして手放^{手放}は禁物であるとの障に
 海峽諸島を徹底に行うことか必要である。海峽
 諸島は現在五ヶ名、都府県職員の中へこの
 つて行つて居るものであるが、輸入食糧の食へ方、
 食糧の^{食糧}当面の事情が山種してつても不足
 のため、食糧は行うことが困難な状態にある。
 よつてその職員を現在以下に削減するは
 不適当である。

厚生省

児童改善指導員必要経費

児童に園子知識を普及徹底すべし其に適切指導

を行ふ園民の食生活に改善すべし其に必要の

部数 項目 印 已 分員数 準備 考

地方財政費

地方公共団体

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

児童改善指導員必要経費

児童に園子知識を普及徹底すべし其に適切指導

を行ふ園民の食生活に改善すべし其に必要の

部数 項目 印 已 分員数 準備 考

地方財政費

地方公共団体

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

職員費

厚生省

行政府一之六

編費費

三、六、六、〇、〇

一、九、八、〇、〇

二、八、二、〇、〇

四、〇、八、六、〇、〇

二、〇、四、三、〇、〇

二、〇、四、三、〇、〇

二、〇、四、三、〇、〇

二、〇、四、三、〇、〇

二、〇、四、三、〇、〇

二、〇、四、三、〇、〇

参差の官職及事務員名簿表

都道府県 二級 三級
 事務員 二級 三級
 計
 都道府県 二級 三級
 事務員 二級 三級
 計

北	都 府 県	二 級	三 級	計
青	都 府 県	二 級	三 級	計
京	都 府 県	二 級	三 級	計
神	都 府 県	二 級	三 級	計
東	都 府 県	二 級	三 級	計
山	都 府 県	二 級	三 級	計
崎	都 府 県	二 級	三 級	計
伊	都 府 県	二 級	三 級	計
予	都 府 県	二 級	三 級	計
香	都 府 県	二 級	三 級	計
川	都 府 県	二 級	三 級	計
山	都 府 県	二 級	三 級	計
福	都 府 県	二 級	三 級	計
石	都 府 県	二 級	三 級	計
長	都 府 県	二 級	三 級	計
岐	都 府 県	二 級	三 級	計
新	都 府 県	二 級	三 級	計
宮	都 府 県	二 級	三 級	計
富	都 府 県	二 級	三 級	計
山	都 府 県	二 級	三 級	計
北	都 府 県	二 級	三 級	計
海	都 府 県	二 級	三 級	計
都	都 府 県	二 級	三 級	計
府	都 府 県	二 級	三 級	計
県	都 府 県	二 級	三 級	計
計	都 府 県	二 級	三 級	計

大 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

官 職 名 簿 表

官 職 名 簿 表

連合國最高司令官司令部公衆衛生福祉部

A P O 五〇〇

P H M J G 九〇

日本政府厚生省死覚書

昭和二十四年二月一日

輸入食糧特許表及び玉蜀黍についての特許料の
研究 免表及び玉蜀黍についての特許料の

一、輸入食糧特許表玉蜀黍の効果ある使用について日本の栄養教育に關
する計画案には異議ない。

A、栄養教育は左記に対し出來得る限り速かに実施すること。

一、一歳日本人

二、保健所

三、病院

四、学校

五、公共諸施設

B、国立栄養研究所及び他の認可された研究機関を通じて繼續され
る栄養研究並びに発表により前記諸團體に対する情報の普及に關
しては厚生省がその責任を受ける。

C、これら諸團體の配付に先立ち、輸入食糧の調理並びに使用に
關する食品製法パンフレット及び栄養に關する出版物の写を公衆
衛生福祉部に提出のこと。

公衆衛生福祉部長

軍医准將 クロフォード・エフ・サムズ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPERIOR COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Public Health and Welfare Section

APO 500

1. February 1949

MEMORANDUM TO: Ministry of Welfare, Japanese Government

SUBJECT: Instruction Concerning the Research, Publication
and Distribution of Nutrition Data of Imported
Foods, Especially Corn.

1. There is no objection to the plan for the program on the
nutrition education of the Japanese on the efficient utilization
of imported foods, especially corn, provided that.

a. Nutritional education will be effected as soon as
possible to the following.

- (1) General Japanese Public;
- (2) Health centers;
- (3) Hospitals;
- (4) Schools;
- (5) Institutions.

b. The Ministry of Welfare assumes the responsibility
for dissemination of information to the above groups by continued
nutrition research and publications through the National Nutrition
Institute and other approved research organizations.

c. Prior to distribution to these groups, copies of
food recipe pamphlets and other nutritional publications on im-
ported food preparation and utilization will be submitted to
Public Health and Welfare Section.

CRAWFORD F. SAMS,
Brigadier General, Medical Corps,
Chief

DIST. "2"

裏面白紙

昭和二十四年食糧増産事業実施要綱(草案)

一 方針

昭和二十一年以降実施して来た国民食糧調査の成績を基礎とし、経済九原則に適應せる食糧生産の合理化に重きを置き、方針に基きこれを強力に遂行すること。

(一) 食糧生産と栄養問題を密接に聯絡せしめ、食糧増産の有機的一体化すべく指導すること。

(二) 配給食糧特に輸入食糧に対し、重量的に調理指導をすべきこと。

(三) 保健所の組織を強化し、栄養に關する諸施設の整備を奨励し、之等を適し國民食生活の合理化を徹底的に指導すべきこと。

(四) 食生活の改善に關する調査成績を基盤とし、都市農村その他に於てその欠陥を指摘し、具体的に栄養改善を指導すべきこと。

(五) 学校病院工場等の給食に対し給食のサヒ上り等を通じて栄養思想の普及徹底を期すること。

(六) 栄養指導の確立を図ること。

二 実施要綱

方針に基き、右各事項を其の地方の特性を考慮して実施すること。

(一) 栄養食糧増産策に就いて

(1) 栄養食糧増産策の一体化のため、栄養増産対策審

議会、食糧増産対策委員会、協議会等を設置し、

し、栄養食糧増産に衛生関係者を共に國民の

栄養を確保すること。

四 栄養指導の指導員、食糧を主務とする農業者改良
主務及び教員を主務科に兼務せしめ、又は専任員
を養士を配属すべきこと。

五 食糧生産並に配給に對し、栄養学的に考慮する
所方途を講ずべきこと。

六 配給食糧の指導員に就いて。

(1) GHQの訓令に從ひ食糧事務所、配給公団、食糧
諸教員課等に其に併置所を設けし、全面的に
実務調理法に就き指導すべきこと。

(2) 配給食糧輸入食糧の調理研究会を併置すべし
こと。

(3) 國民の食糧配給消費状況を絶えず調査し

厚生省

其の適正を図ること。

(3) 栄養改善施設を整備強化についで。

(1) 併置所の栄養指導員をモデル併置所に重
美を置き、徹底的に強化し、國民食生活の向上
に資する相談所となしめべきこと。

(2) 従来の栄養改善施設を整備補充し、併置
所、栄養士を適切に更に改善指導を実施し
以て國民栄養の合理化を図るべきこと。

(3) 各栄養改善施設に對し、物的援助を期すべ
きこと。

(4) 調査を基として、その栄養改善策の樹立についで。

(1) GHQの訓令による國民栄養調査の予備
として地方に於て栄養調査を実施し、その結果

態を明にするにせよ互に互に協力し計策を樹立し

実施の上は各々の改善指導を實施すべきこと。

(2) 總て丁字三丁目等の初めに留意し新しい栄養食知識

等を体得し又栄養食主務課に於て実施せざるべし

学会 研究会に於て発表を固ること。

(3) 栄養改善指導の普及徹底に於て

(1) 諸町会 諸商店 庶民会 農事会 地区等従来

の方法に於て栄養食思想の普及を固るの計をたす

新聞 ラジオ等を活用し 時期に応じて適切な

指導を實施すること。

(4) 保健所は現職勤務の栄養食士を以て多数組合

する場所 百貨店 又は街頭に普及せし

栄養相談所を開設し又は巡回指導し 積極的

厚生省

に相談指導を實施すべきこと。

(1) パンフレット リフレット 壁新聞等を活用し其

の趣旨の徹底を図ること。

(2) 集団給食の確立に於て。

(1) 病院 工場 及び飲食店の集団生活者について

は集団給食を實施するやう指導すること。

(2) 協同炊事室と協同加工場も集団給食の一

環として指導すべし。

(3) 集団給食 担任者の研究会を以て指導し指導

も給食場に適応せざる實際給食の改善を

栄養食理論の普及思想の普及を期す。

(4) 学校給食に對しては栄養食思想の普及を期す。

際給食に對しても積極的指導を固ること。

① 学養指導専科の確立に就いて。

① 地区内に於ける「学養士」配置状況は、（注）始め
学養思想普及の目的に研究機関、宗政専攻、学
校等に把握し、学養指導専科の確立を圖る
こと。

② 学養指導給付公団、外食券、食費控除の活用改
善、指導等の対象を「（注）」機関を把握指導
すること。

厚生省

昭和二十二年年度榮養改善事業實施狀況(一)

項目	一	二	三	四	五	六	七
調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査
研究	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査
状況	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査
調査件数	1	4	1	1	1	1	1
調査人員	713	580	713	580	713	580	713
調査費	578	580	578	580	578	580	578

項目	一	二	三	四	五	六	七
調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査
研究	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査
状況	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査
調査件数	1	4	1	1	1	1	1
調査人員	713	580	713	580	713	580	713
調査費	578	580	578	580	578	580	578

一版	二版	海會	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨
一九	二	二	四			七	二	三
国民栄養調査 特殊対策栄養状況調査 二二場調査	国民栄養調査 学校給食調査 病人給食調査 工場給食調査 国民栄養調査	国民栄養調査 学校給食調査 病人給食調査 工場給食調査 国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査 社会营养师調査	国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査 郷土食の調査	国民栄養調査 早良県栄養調査
/	/	=	/	/	/	一	三	/
/	/	八〇	/	/	/	四〇	三七	/
/	/	一三〇	/	/	/	三八〇	三八〇	/

福井	石川	富山	新潟	福井	東京	千葉	埼玉
		二	二	八	三〇	七	三
国民栄養調査	国民栄養調査	国民栄養調査 工場労働者の栄養及経済調査	国民栄養調査	国民栄養調査 老幼栄養調査 上野区栄養調査 現在増務調査	国民栄養調査 老幼栄養調査 大塚区国民栄養調査	国民栄養調査 消費地現況調査 病児給食栄養月報 学校給食栄養攝取状況調査	国民栄養調査 病院給食基礎調査
/	一	一	八	/	五	一	/
/		三四五	三六〇	/	一七七	四八三	/
/		一五八	四六八	/	一六五	八八六	/

鹿兒島	宮崎
二	五
国民栄養調査	国民栄養調査
	一
	七
	三
	四

裏面白紙

栄養に関する講習會講演會座談會等開催状況(三)

会名	青森	山手	宮城	秋田
講習會	六回 六回	八回 八回	五回 八回	二回 二回
講演會	一回 一回	一回 一回	一回 一回	一回 一回
座談會				
展示會				
印刷物配布	美味しき蜀黍の栽培法(方)1000 輸入會社の食へのついで(放送用)1000 二一年の国民食料調査(調査報告)1000 ホスター リフレット パンフレット 500部 二部 2部	栄養に関するホスター並に学校給食 の作文 2部	国民食料調査(農林部) 48部 栄養委員の報告(農林部) 48部 栄養委員の報告 48部 栄養委員の報告 48部 栄養委員の報告 48部 栄養委員の報告 48部 栄養委員の報告 48部 栄養委員の報告 48部	輸入食糧のパンフレット 1700 分析表 200

会名	山形	福島	茨城	栃木	群馬	群馬	群馬
講習會	二回 二回	四回 四回	三回 三回	七回 七回	二回 二回	三回 三回	三回 三回
講演會	一回 一回	一回 一回	一回 一回	一回 一回	一回 一回	一回 一回	一回 一回
座談會							
展示會							
印刷物配布							

食品衛生監視員(口庫員)地方職員)と整理
するに及びべき理由

一 食品衛生行政は警察制度の改革に伴つて警察機関より
衛生行政部門に移管を受けらるゝ所あり、移管後は
警察官に代つて食品衛生監視員として、取締指導を
行はせらるゝものあり。

二 一般行政部門に移管すべしといふ。取締り職權の如何
容れ、警察機関にその權限ありたるを以て、移入に
たふあり、二小の整理は食品に起因する危害防
止という面から口内治せし上にも影響するところが大い
なり、二小の員数的に見ても警察機関にその行政權限の存

厚生省

する當時才一語に於いて食品衛生取締に當つた専任警察
官は三三の先と數之に及ぶべきものあり、警察力の関係から二
定員を移譲せしむることかたし、新に一六の七名(昭和三十三年
より一割増一七の七名)の食品衛生監視員を各都道府県に配
置し、二小あるが、二小は從來の警察定員より相当下廻る人員に
あり、將來増員を必要とするものあり。(後述参照) 二小從來の警
察官三三の七名と云ふ人員は警察官として、特種から見ても判る
うに一般警察官の應接があるも、實際にはこの取締に當
る者の數はそれ以上であり、依つて食品衛生監視員は
増大し、業務の過少を人員を以て処理せしむるに必要最小限
の監視にすら事足りざる状況である。

かくの如く食品衛生監視員は衛生警察官と云ふことになり、その
數も不足であるから、警察官同様に行政整理の対象外として取扱はるべきである。

三 食品衛生監視員の業務は常時その小所の取締対象の關係施設を巡回して取締と指導を行つた。下ある。一、小所を一、取締周た、保健所に配置して現場的行政事務を処理させ、そのうち、刑罰が減少し、小所はする程、営業許可その他行政事務の処理と遅らせることとなり、口民の經濟面と与える影響が大きい。その教が、前述の様には不足であるから、他の保健所の職員の同様と整理の對象外として扱ふべきである。

四 食品衛生監視員の取締対象となつた食品関係施設は六、千以上あり、二、小に最少数限の監視回数を定す。一、これも別表に示す様に食品衛生監視員三四〇名と必要とする。右の数字を加えて、P. H. W. から要求もあり、昭和二十四年度の予算として、一、七六七名より三四〇名之増加す。様要小に示してある。

厚生省

五 昭和二十三年中にはける食品に起因する中毒事件の発生報告の多いものだけす。

件数	二一四件
罹患者数	八三六三名
死者数	一六〇名
失明者数	一五名

あり、報告の小所の軽症のもの、規模の十を過ぎる食品の二の被害は相当数に達する。この被害を防止するため食品衛生法の制定。食品衛生行政の展開を促す。と云ふことが、第一、取締指導に當る食品衛生監視員を減員す小はするだけ、その被害を増大する。こととなる。

六、別改のG・H・Q、P・H・W、サウス進將の訓示要旨にもある通り食品衛生行政は食品に起因する事故防止ということだけではない。積極的に国民の食生活の改善を図り公共の福祉のために必要なるものであり、更に経済的にも重大な影響を有するものである。

特に輸出貨品振興のために輸出貨品について輸出品取締法の規定による輸出検査に不合格になるものは不衛生なものも製造しないように、その指導と取締と徹底をべいと要求されているところである。尤もP・H・Wの要求が強くとも人の健康と害するもの、不衛生的な食品は販売をせざることは許さぬ。輸出食品についてはクレームがつくような食品を製造しては経済的にも重大な影響を及ぼすこととなるからこの取締は徹底する必要がある。

厚生省

七、飲食営業緊急措置令(七・五葉令)が発せられた。これに代つて飲食営業臨時規整法が五月七日から施行されているがこの法律の施行によつて、食品衛生監視員の監視対象が約十上り増加する予定であり、なかば同営業が多いためこの両面から見ても食品衛生監視員の増員が必要とする程である。人員整理等到底な難いのである。

八、輸入食糧といえども口内品と同様に一般的に食品衛生監視員が取締るとなっているところがあるが先般G・H・Qより輸入食糧品による危害も全く無くないためこれに対する取締と嚴重に行うよう要求されたので配給に当つては特に食品衛生監視員がこれの監視と指導することと、なつて相当数の人員が必要とする状況である。

裏面白紙

厚生省

九 長野縣外秋縣から、縣内の食品衛生の現状は、口から配置
 これといふ食品衛生監視員の数は、到底縣民と食品に
 起因する事故から守つていくことができないから、必要人員
 を増加してほしいとの要請書が提出されている状況であ
 る。

毎 同		中 毒 事 故		食 品 別 調		(昭和27年1月~12月)	
食 品 の 種 別	件 数	患 者 数	死 者 数	患 者 数	死 者 数	患 者 数	死 者 数
調 味 料	2			2,057	0	0	0
穀類及びその製品	37			828	1	1	1
豆 類	18			579	30	30	30
白 粉	15			219	9	9	9
野 菜	9			363	2	2	2
菓 実	2			31	5	5	5
肉 類	0			0	0	0	0
肉 脂 類	1			49	1	1	1
油 類	2			21	0	0	0
魚 貝 類	49			3,024	36	36	36
鳥 類	0			0	0	0	0
畜 産 物	1			49	1	1	1
加 工 品	9			542	5	5	5
水 産 物	2			6	0	0	0
貝 類	1			50	0	0	0
牛 乳 及 び 乳 製 品	0			0	0	0	0
果 実	10			454	26	26	26
菓 子	0			0	0	0	0
菓 子 類	0			0	0	0	0
菓 子 類	0			0	0	0	0
菓 子 類	3			3	0	0	0
水	161			8275	116	116	116
持 原 飲 料 水 保 存 飲 料 水							
其 他							
合 計							
年 間 191-12 中 毒 事 件 調							
件 数 53	罹 患 者 数 88	死 亡 者 数 44	失 明 者 数 15				

遊覧対象となる食品関係施設及び遊視回数表

施設名(分類)	今上	数	遊視回数	延回数
飲食店、食堂、うどん屋、仕出し屋等	九、五四一	二四	二四	二二八〇〇
レストラン、カフェ、喫茶店等	六八、八五八	二四	二四	一、六五一、二〇〇
惣店、飲食店等	二二、五一八	二四	二四	五、六四、〇〇〇
工場、学校等の給食施設	五、一八三	二	二	六、一、二〇〇
旅館、料理旅館	二八、三三三	二四	二四	六、七九、二〇〇
特殊飲食店	三、六四一	二	二	四、三、〇〇〇
米穀、酒類、調味料販賣所	五、四二二	四	四	二、一六、八〇〇
魚介類店	三、一九二	二	二	三、八二、八〇〇
野菜店、豆腐店	二、九一二	四	四	一、一六、四〇〇
乳肉加工店	一、一、一八	二	二	二、六六、四〇〇
菓子販賣店	三、四、五六二	四	四	一、三、八〇〇
乾燥食品店	二、六、六二六	一	一	二、六、六〇〇

飲食用器具店	一、二、八八七	一	一	一、二、八〇〇
氷雪清涼飲食水店	四、一、五四一	二	二	八、三、〇〇〇
牛乳販売店	二、六、七〇	一	一	三、一、二〇〇
上述以外の食品店	八、九、六九五	一	一	八、九、〇〇〇
搾乳場	二、七、七七一	二	二	六、六、四〇〇
牛乳処理場	二、四、八六	二	二	五、七、六〇〇
屠場	六、一、一	一	一	一、二、〇〇〇
魚介市場	一、〇、八一	二	二	一、二、〇〇〇
野菜市場	七、八、七	二	二	八、四、〇〇〇
冷凍、製氷工場	三、三、八八	四	四	一、三、二〇〇
製粉工場	一、三、五三二	二	二	二、七、〇〇〇
パン屋及び製パン所	三、六、五一	四	四	一、四、〇〇〇
乳肉加工品製造所	五、二、七	二	二	六、〇〇〇
魚介類加工場	七、八、七二	一	一	九、三、六〇〇

調味料製造場	五、一三二	一、二	六、二〇〇
酒造場	二、八四七	一、二	三、六〇〇
清涼飲料水製造場	一、三五三	四	五、二〇〇
製菓工場	一、三四七八	四	五、三六〇
瓶詰工場	七六〇	四	二、八〇〇
工場以外食品製造場	六、六三七	二	一、三、二〇〇
工場以外の飲食物供給場	一、〇七六一	六	六、四、五〇〇
漬物店	一、二、七八八	一	一、二、九〇〇
合計	五〇、八、三七九		五、六、六、三五〇

裏面白紙

裏面白紙

食品衛生監視所要人員の計算

1. 一店舗の監視所要時間を交通に要する時間を含めて一時間とする。
2. 市保健所長に対する報告連絡及び事務処理のため毎日二時間を要することとして一日の内指導監視に要する時間は六時間(平日)とする。
3. 一月の内日曜及び休日を四日とみて普通勤務日数を二十七日とし事務処理及び本方連絡等のため特別日数を四日と予定し指導監視に当る日を二十三日と予定する。

$$\frac{23}{30} \times (100 + 100) = 153.3$$
4. よって一月の内指導監視に要する時間は一三八時間となり一三八の店舗の監視をなすことになる。
5. 一年の監視に要する監視所要人数は一人につき(153.3 × 12ヶ月)となる。
6. よって食品衛生監視員の所要人員は監視面からのみ見て

$$\frac{153.3 \times 12}{1} = 1839.6 \approx 1840$$

$$5663.500 \times 1 = 5663.500$$

$$5663.500 + 1840 = 7503.500$$

 の計算により、この名を要することになる。

寸山又産 新説示要旨(昭三三三六)

只高橋会長より日本食品協会の設立の目的及事業等について説明を
聞いたが、甚だ結構と感ず、私も以下本協会の必要なる所以と二三の注意
について述べてみる。高橋会長の講話の如く、日本人大衆へ衛生的な良の食
品を供給することは、それには事故防止という見地だけでなく、國民食生活の
改善、公衆の福祉上に必要なることであるが、この他に食品の衛生は経済的にも
又、重大な影響があるものである。

日本は、米貨獲得のため、輸出を増進することが、刻下の急務であり、その
一つに、食品が重要な輸出商品と考へられるが、これにその生産、加工、取
扱又は保存等が不潔、不衛生なためこの発展が阻止されはしないかと、大分問
題になつてゐる。即ち進駐軍当局は嘗て、臭類や生鮮食料品等日本人の
余剰食品を利用しようと検討してみたが、生産加工、容器等が不潔、不衛生
なため軍務局長バセリ―將軍の意見に依つて取止めになつたりし、
こうなると占領軍が買はないものを米本國に輸入することは、どうかというこ
とになり食品の輸出禁止を考へられ、日本人としては大災や問題となる。

又もうでなくとも、多数の占領軍將兵が歸國して、日本食品の不良、不衛生と
嘆息すれば、その賣行きに重大な關係を及ぼすことは考へられる。

若し衛生狀況が改善せられ、はその逆で日本食品の海外進出となり、外貨
獲得に於いて日本再建にも大いに役出つてであらう。

勿論食品の衛生狀況を改善するには、相当の費用がいるであらうが、これは
やがて近い将来の販路の拡張、手廻の向上等の各結果をもたらし、長い目で
見ると、結局利益にたつては、いづれわづらひなう。

又今回輸出食品については、衛生衛生上の標準を作り、これにもついで國内で検査
する格好措置がとられ、一人、更に一般の食品を衛生的に清潔な、狀況にあら
しめるために、亦一に官庁側へ法規が行ける。又保健所とか監視員が取締指導を
し、之に業者が従うのであらうが、これだけでは不十分である。そこで亦二には生産、作
から末端の販賣に到る迄、^{全同}業者が、目的的に努力研究することが必要となつてくる。
此の兩者が相協して作らるべきものである。

協會は、この官庁側と民間側が互に協力的に手を握り、協力態勢とすることには大いに望むべきこと
である。

以上の様に本協会の設立は極めて有意義なものである。あり司令部とし、
スウェーデンが之を援助し、又厚生省、静産省、農各部門もその発展を
とせ、日本でも諸外口にも方々の清潔な優良な食品を生産せられよう
に努むることを希望する。

裏面白紙

食糧衛生監視員について

一、食糧衛生監視員について

生活の三要素である衣食住の内生命の根源である食は最も重要な要素と言ふべく、我々は食をなくしては一日も生活することは出来ないのである。

特に終戦後の食糧不足はその比重を益々増大し、人々の内閣が如何に食糧問題の解決に狂奔したか又タケノコ生活と言ひ、賃上げと闘争と言ひ。その大部分が食糧の不足のため国民の心死のあつた現れであると言つても過言ではないであらう。

幸い、一、二、三年の世界の農作と連合軍の好意により、食生活は順次好転しつつあるが、翻つて考ふるに、食生活の改善は、単にその量の増加のみでは解決し得ない。その質の問題は、少くも最低限度の品質を確保しなければ、到底解決し得ない問題である。終戦後、食糧不足と一般的道義のため、その結果として、粗悪な有害食品の市場にはんらんし、為に如何に多くの中毒事件が起

き、おめと如何に多くの命が不慮の死を遂げたかに思いを致すならば、本来生命の根柢である食糧の衛生と生命を奪う悪魔と変ずるの判りである。従つて、此らの粗悪、有害食品を駆逐し國民に安全なる食品を提督するに、その量の確保と共に、新憲法第二十五條における健康で文化的な最低限度國民生活を保障する國家の重要な責務と言わなければならぬ。

扱て、我國における食糧衛生行政は明治三十二年法律第五号(食食物其の他の物品取締に關する法律)を根幹とし、屠場法その他附屬法令に基き、中央においては、内務省衛生局(厚生省衛生局)、地方においては衛生課と主管部局として警察署(警察官)と末端機構として取締官(実地)とを以て組織して、終戦後のメテール中急激な増加を鑑み、昭和二十一年一月有害食糧取締法(食糧取締法)制定する等、戦時時代の推移に伴つた部分的体系の改変は、根本的行政の革新として迄には至らなかつた。

然るに、食糧衛生行政遂行のためには他の衛生行政に比し、特に専門的學術経験を必要とし、従来、如く末端機関のこれ等に対し、知識の乏しい警察官に委ねられていた状態では到底完全な実施は不可能であり、更に新憲法が施行に伴つて警察官の

の改革、此は従来警察機構に属して来た多くの行政の一般行政部局の移管、此
 事により従って、食品衛生行政については、その警察機構を失ふこととなつたので
 昭和二十二年度初めに都道府県に食品衛生監視員を設置し、前記昭和三十二年
 法律第十五号及び有毒飲食物取締令による当該吏員の職権を行わしめる
 こととし、次に昭和三十二年十二月従来の諸法令を整理統合し、新憲法に即應し
 た食品衛生法の制定を以て、又、その職権、身分、資格等も同法に明定され、各
 道府県に同法施行の第一線機関となり今日に及んでゐる。

二、食品衛生監視員の職務

前述の如く、食品衛生監視員は食品衛生法施行の第一線機関即ち食品衛生行政の
 第一線担当者である。その職務内容は極めて複雑多岐に渉つてゐる。今略の概要を
 つづらば、

甲、職務の対象

対象物は、食品(医薬品を除く)及び飲食物(食品に添加して
 使用されるもの)器具(食品添加物の製造加工、調理等に使用されるもの)
 容器包装(食品及び添加物の入れ又は包むもの)、おもちや、調理場、販売場
 加工場、製造工場等の施設及び業態別には食品、添加物、器具、容器包装

乙、おもちや採取

製造、加工、調理、貯蔵、販売、下り、業として
 するべき営業に及ぶ更に寄宿舎、学校病院等が不特定又は多数の者に
 食品を供するべき業者以外の場合、まづその対象となつてゐる。尚業種別
 対象各業は別表通りである。

丙、職務の内容

食品衛生監視員は概ね保健所は既設、保健所長が指揮監督の下
 に、これ等対象営業施設等と監視し食品衛生法の規定に違反の是正
 と食品衛生の向上に關する指導を務めるのである。このため、営業場所
 事務、事務所、倉庫、その他、場所を巡視し、食品、添加物、器具若しくは
 容器包装を無償で検査し、検査の結果、職権を附するものがある。
 尚、この食品衛生監視員はたゞ職務を担ふものである。

丁、許可の営業の施設の許可の基準に合ふかどうかの認定

(1) 都道府県知事の命を受け、食品衛生法に違反する食品、添加物、器具若しくは
 容器包装の齊集処分その他の府処分、執行

(2) 製品検査を行へば食品添加物の検査用サンプルの収取及び合格証貼付

(3) 中毒事件の原因探査その他中毒事件に關する対策の処理

食品衛生監視員の資格

食品衛生監視員は以上如く、極めて広範囲の職務を担当し、例えば、一つの食品の良否を決定するにしても、手に腐敗しているかどうかと言いつけ、簡単なものでも、有毒菌が付着しているか、あるいは有毒な化学的物質（例えば砒素、如く）が含まれているかどうか、等々、化学、細菌学、物理学、医学、等のあらゆる科学的素養を必要とし、これがなくては、從來、如く早に通じ一べんハ警察取締に違はれりする事にはなるので、食品衛生法に於いては極めて高い資格を要求している。即ち、
(一) 厚生大臣の指定した食品衛生監視員養成施設に於いて所定の課程を修了した者
(二) 医師、薬剤師、獣医師
(三) 学校教育法による医学、薬学又は獣医学に属する大学卒業者、又は大学卒業後、及び専門

(四) 学校令による専門学校卒業者(含む)

栄養士で一年以上食品衛生監視に属する事務の経験と有する者

(五) 学校教育法による高等学校卒業者若しくは監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力が有する者
認められし者(中等学校令による中等学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有する者)と文部大臣に認められし者(含む)又は井口の医学学校、薬学校、獣医学学校若しくは栄養学校を卒業した者で、二年以上食品衛生監視に属する事務の経験を有する者若しくは厚生大臣の行う食品衛生監視員の資格試験に合格した者

四 食品衛生監視員の配置

食品衛生監視員は昭和二十二年度に初めて設置された際全口で一六七名とし、次で食品衛生法施行の際若干増

員を認められ、現在一七六七名の定員となつてゐる。これらはずべて、都道府県の吏員とし、概ね各保健所に配属され、口はるの設置費の二分、一を補助してゐる。

然し乍ら既に述べた如く、食品衛生監視員の職務は極めて複雑多岐にわたる。六〇万の対象営業と学校病院等の施設或はふもろやに至るまで法の要求する事項と、遵守するにためには到底この人員では不可能に近いためであつて、旧制度の下で警察部局で実施してゐたことは、その専属者の中でも二、三〇〇人を数え、その補助として巡查その他一般警察官と臨時随処に動員し得る機構に比べれば人員的には当時より遂に弱体化してゐるといへよう。このことについては、司令部当局よりも増員方について強い要望があり、食品衛生行政の遂行のためには別段、計画の如く最低限度三〇〇名を必要とするものとして、二十四年度予算に於いて要求し、これであるが、健全財政の見地から、遺憾

なきがら、この増員は認められなかつた。

五、結論

終戦直後の混乱より立直り食品市場の好転と食品衛生行政の徹底により、食中毒は順次減少の傾向にあるとはいへ、現下の如く、配給制度の下、又学校給食等の集団給食、漸次盛んになるにつれ爆発的集団中毒の危険は極めて大であり、更に中毒の如き急激な現象を呈する迄には至らないが、除々人の健康を脅かすものか、如き食品等と駆逐するにためには未だ相当長年月を要するものか、如く、(同法第四条には輸出品食品について保健衛生上の見地から輸出品の最低基準を定め、この基準に達しないものは輸出を禁止すること、及び(三)食品衛生行政は専ら(一)取締行政のみならず、生産行政、経済面からも強力に推進しなげられなければならないものと信するものであつて、従つて安全かつ良質の食品を提供し、健康が文化的な最低限度の生活を

口民に保障するにため、食品衛生監視員の職責は重且つ大
といふべく、口家としてこの制度の充實強化にため、更に一
層の努力を必要とするものと信ずる。

15

392

裏面白紙

人員整理特例事由

第1章 調査理由及調査員

第1章 調査理由は連合軍の覚書により昭和三年より
実施せるもので、これは國民第1章 調査理由を明確にして
第1章 行政施策の基礎資料となる。輸入食糧の
種類、数量、時期等を決定する資料となるので、近
去四年間の輸入食糧輸入に亘る大なる異動を示して右の如くある
今般に輸入食糧輸入に亘る大なる異動を示して右の如くある
加へてくる。それ故に調査の重要性を要請されるので
である。現在の職員を以てしては事務量過大で正
確と迅速を期するに於て十分ならず、これに併せてはく
連合軍よりの特許を受けつゝある実状である。よつて

今般に於ける定員の削減は適当でない。
当第1章 調査は昭和三年より三年八都道府県に對

三 五 首

して実施されて右の如くであるが、昭和三年よりこれを
全國に拡大実施しているが、此れが定員に併せては其の
要請を受けられられてない。右の事員理量は一種
事員過大なる実状である。

一 栄養調査に必要経費
 市民身体状況及攝取栄養量を調査し
 市民栄養の実態を正確に把握する为此の
 経費が必要である

保健衛生費	部款項	目節	已分	員数	単価	備考
公衆衛生費						
公衆衛生調査 及指導費						
補助員賃金 及交付金						
調査費						
八九一〇〇〇						内訳別紙

栄養調査指導職員費負担金内訳

已分	員数	単価	金額	備考
給料	二四	六五五七七	一五七三、八七三	単価算出内訳
臨時職員給	二四	三、六〇〇	八六四、〇〇〇	
旅費	二四	五、一〇〇	一、二二四、〇〇〇	(一) 1000 X 0.85 = 5/100
庁費			一、七八二、六七二	
計			八九一〇〇〇	端数整理(一) 三三六円

一 原 七 当

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

11 December 1945

AG 457 (4 Dec 45) PH

MEMORANDUM FOR THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

FROM : Colonel Linden, office, Tokyo.

SUBJECT : Activities Surveys of Civilian Population.

1. The Supreme Commander desires factual information on the actual activities of the Japanese people in regard to food consumption and food requirements in Japan.
2. The Japanese Government is invited to establish a plan for the collection of such data by means of surveys of the civilian population. The surveys should be conducted in a manner which will provide the necessary information for the purpose of determining the actual requirements of the Japanese people for food and other necessities of life. The surveys should be conducted in a manner which will provide the necessary information for the purpose of determining the actual requirements of the Japanese people for food and other necessities of life.
3. The surveys should be completed by the surveying units of the Japanese Government in accordance with the plan submitted to the Supreme Commander for this purpose. The surveys should be completed by the surveying units of the Japanese Government in accordance with the plan submitted to the Supreme Commander for this purpose.
4. The reports of the surveys should be submitted to this Headquarters in the form of a summary report not later than 20 December 1945.
5. The reports of the surveys will be put into effect as soon as the necessary arrangements have been made. The reports will be put into effect as soon as the necessary arrangements have been made.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

Reviewed: 11 Dec 45 04:25 P.M.

Signature: L.L.

Copy: 1

H.W. ALLEN
Colonel, A.G.P.
Chief, Activities Surveys

裏面白紙

A 4. 四三〇. 二 (一九四六、一、一一) PH 昭和二十年十二月十一日

日本帝政府ニ對スル報告書

終戦連絡中央事務局 經由

主題 一般住民ノ栄養調査

- 一、最高司令官ハ日本ニ於ケル其體的营养狀況、栄養採取量ノ實際、並ニ食料ノ要求ニ關スル事實ニ基ク報告ヲ要求ス
- 二、日本政府ハ一般住民ノ間ニ栄養調査ヲ急スベキ適格ナル資格アル臣師及ビ栄養士ノ調査班ヲ編成セシムベシ。コレラノ班ハ統計學的資料蒐集法及ビ各司令官ニ承認サレタル區域ヲ使用シ、身體的状態及ビ食料消費ニ關スル事實ニ基ク研究資料ヲ蒐集スベシ。都市區域ヲ第一義的ニ調査シ且ツ最初ノ調査ハ大都市ヲ包括スベシ。
- 三、各司令官ニヨリ事前ニ承認サレタル計画ニ依ヒコレラノ調査班ノ採用スル方法並ニ其地域ニ於ケル作業ハ日本政府ノ中央基準者ニヨリ標準化サレ統制サレ且ツ指導サルベシ。
- 四、昭和二十年十二月二日マデ必ず許可申請ノタメ遅レザルマウ本計画ニ對スル完全ナル実行ヲ要スベシ。

一、実行案ハ許可後直チニ実施スベシ。各地域ヨリハケシタル調査資料ノ英譯ハ毎週各司令官ニ送ルベシ。各調査終了後必ず一週間以内ニ該資料ノ最後ノ集計成績ヲ提出スベシ。

最高司令官 官代理
大田 廣
二、大田 廣

昭和23年 榮卷調査人員表

世	5月	7月	9月	11月	計	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	計
北海道	493	474	475	457	1891	2524	2507	2524	2524	2524	2524	2524	2524	2524	10048
青森	60	60	59	51	238	333	335	333	333	333	333	333	333	333	1330
宮城	140	160	158	160	628	744	747	744	744	744	744	744	744	744	2723
秋田	300	297	287	297	1183	1407	1407	1407	1407	1407	1407	1407	1407	1407	3917
山形	160	160	160	160	640	724	730	724	724	724	724	724	724	724	2874
福島	323	314	315	303	1255	182	1847	182	182	182	182	182	182	182	6632
茨城	120	120	120	120	480	1434	1434	1434	1434	1434	1434	1434	1434	1434	5840
栃木	157	152	150	142	601	734	718	734	734	734	734	734	734	734	3655
群馬	100	99	99	78	376	568	567	568	568	568	568	568	568	568	2277
埼玉	154	154	159	159	626	840	824	840	840	840	840	840	840	840	3365
千葉	160	158	162	161	641	874	861	874	874	874	874	874	874	874	3486
東京	1135	1120	1120	1076	4451	581	5570	581	581	581	581	581	581	581	22286
神奈川	180	180	180	180	720	142	721	142	142	142	142	142	142	142	3775
新潟	200	198	199	197	796	115	1158	115	115	115	115	115	115	115	4645
富山	100	100	99	98	397	630	631	630	630	630	630	630	630	630	2459
石川	175	179	175	170	699	101	714	101	101	101	101	101	101	101	3562
福井	96	97	33	33	259	477	475	477	477	477	477	477	477	477	1243
岐阜	40	40	40	40	160	204	199	204	204	204	204	204	204	204	797
長野	180	180	177	177	717	714	916	714	714	714	714	714	714	714	3925
山梨	120	120	120	120	480	615	615	615	615	615	615	615	615	615	2782
静岡	140	138	137	135	552	137	55	137	137	137	137	137	137	137	3817
愛知	280	280	280	280	1120	1355	1347	1355	1355	1355	1355	1355	1355	1355	5393
三重	158	158	155	154	625	777	777	777	777	777	777	777	777	777	3091
滋賀	100	100	100	100	400	536	533	536	536	536	536	536	536	536	2033
京都	183	182	182	182	729	823	817	823	823	823	823	823	823	823	3464
大阪	480	472	476	477	1905	2181	2145	2181	2181	2181	2181	2181	2181	2181	8661
兵庫	220	200	211	218	849	113	721	113	113	113	113	113	113	113	3863
奈良	120	130	120	120	490	545	562	545	545	545	545	545	545	545	2217
和歌山	100	97	77	76	350	457	457	457	457	457	457	457	457	457	1828
鳥取	40	40	40	40	160	151	178	151	151	151	151	151	151	151	742
島根	180	160	160	160	640	804	812	804	804	804	804	804	804	804	3476
岡山	120	120	118	120	478	607	571	607	607	607	607	607	607	607	2388
広島	240	240	240	240	960	1151	1128	1151	1151	1151	1151	1151	1151	1151	4585
山口	140	137	137	140	554	635	640	635	635	635	635	635	635	635	2547
徳島	100	77	100	100	377	471	413	471	471	471	471	471	471	471	1562
香川	60	60	57	60	237	267	265	267	267	267	267	267	267	267	1056
愛媛	140	137	135	132	544	654	655	654	654	654	654	654	654	654	2567
高松	60	60	60	60	240	357	357	357	357	357	357	357	357	357	1427
福岡	453	474	451	464	1902	2335	2255	2335	2335	2335	2335	2335	2335	2335	9206
佐賀	40	40	40	40	160	244	246	244	244	244	244	244	244	244	977
長門	170	170	170	160	670	816	816	816	816	816	816	816	816	816	3260
熊本	160	160	160	160	640	813	813	813	813	813	813	813	813	813	3609
大分	60	60	60	60	240	236	227	236	236	236	236	236	236	236	926
宮崎	100	100	99	98	397	509	509	509	509	509	509	509	509	509	2006
鹿児島	100	96	99	99	394	474	486	474	474	474	474	474	474	474	1977
沖縄	8497	8401	8350	8219	33519	43575	43575	43575	43575	43575	43575	43575	43575	43575	17375

裏面白紙

人會整理特別方事由

病院給食指導職員 伊藤正太郎

昭和二十三年三月一日より七大都市全病院及全個
結核療養精神病院一三三三病院カ入院患者九〇九七八
人に対して病院給食を指導し、その指導員
監督並に指導員を取扱に因り、事務量が過大であり、
その昭和二十三年から於て一七八名の地方指導職員
を要求したのであるが、概々たる事情により一四名と
いふ減員を余儀なくせられて居る現状である。

本邦の厚生施設はこればかりでは不足を期して五三名
職員を要求したのであるが、此の人員は全数一受け
入れられ行方不明

今因全國三四九三病院 一七〇五九六人の入院患者に
対して、殊大實施したので、一俣、其の事務量は増大

厚生省

し、現員を以てして、尚ほ其の量には困難なる
事情があるのを、今向う職員整理は不適当であ

3.
困り病弱者に對する指導を確保しつつ、その下に
緊急保障勸告等の中心も強調されてつることを
ある。

發傳第十一号

昭和二十三年二月十二日

厚生次官

各都道府県知事 殿

〔病〕

病院終食指導等実施に関する件

疾病の治療には、病状に適した食事をとることが必須の條件であるが、現在の食事摂取の状況は、適量とも過剰ともならず、又病院における調理が主として入院患者毎の嗜好として炊事に依拠しているため、不合理、不衛生に流れている現状に鑑み、今後病院のとり経済界、本部において大都市における入院患者に付する食糧の増配等、食糧の増配を決定し、食料の増配及び終食施設整備に要する費用の特別増配を実施すること、なつた。この趣旨を達成するため左記要綱により病院終食指導等を実施し、以て病院に於ける調理の合理衛生化

及び終食施設の改善整備を図ると共に、栄養智識の普及徹底を期せらる。たい。

一、実施要願

一、対象

東京都(区制施行地区に限る)横浜市 名古屋市 京都市 大阪市
神戸市 及び福岡市所在の病院並に全国結核療養所又ハ結核
病棟 精神病院及ハ癩療養所とする

二、実施期日

昭和三十三年三月一日からこれを実施する

三、実施方法

各病院は入院患者の依頼により 配給物資の買入水は
各病院の責任に於て之を調理の上病状に於て 食料形態
患者に与へること。

配給物資の取扱 調理方法

「病院給食指針」を参照すること。

二、実施に得る措置

一、病院給食を適正円滑に実施するに 各都府県に病院給
食委員会を設けること。

この委員会は病院給食関係自及ハ 識見 者より組織し病院
給食に關する重要事項の調査 審 査 を行

一、配給物資を確保し其配分 適正 なるを 各病院が積極
的 病院給食組合の如き 組織 製作 するを 指導すること

二、給 給 施設を整備するに 所 資 持配 指導を講ずること
四、病 給 給 指導徹底するを 指導 職員 配給し予算
の定むる範囲内に於て在庫補給をする。

五、病院に於て 栄養士を採用し給食実施の適正を期
するを指導すること

三、報告

一、病院は給食月報(別紙第一号様式)を翌五日までに都道府県
知事に提出すること。

記

(二) 都道府県知事は飲食月報、総括表(別紙)を二号様式(別紙)として、
二十五日までに厚生省公費課長に提出すること。

四、実施上の注意

- (一) 調理は栄養的且衛生的に行い、栄養障害又は中毒事件等
発生しない様充分注意すること。
- (二) 調理は特に防蟻、防蟻及び排水設備を整へ調理台、配膳台、食
器、其の他器具の清潔を保つこと。
- (三) 物資の保管は嚴重に注意し、盗難、虫や害汚指等がなからぬ様に
注意すること。
- (四) 冬病院は物資の備蓄を備へ、常時其の出入を明確にして置くこと。
- (五) 都道府県知事は常時病院及び病院飲食組合の事務を査
察し、物資の横流し、其の不正が行はぬ様に充分な指導
監督を行ふこと。
- (六) 病院の食に關する事務は栄養衛生課に於てこれを主管し指
導の統一と徹底を期すること。

大都市に於ける入院患者に対する食糧の増配等に
関する措置要領

病患の増進には病状に適合した食糧摂取が必須の前提要件であるが、係ず
現在病人の食糧摂取状況は量的にも質的にも加療目的に副せず、又病院に於
ける調理が入院患者毎の雑然とした炊事に依りて行はれてゐるため、調理内
容も不合理、不衛生に流れてゐる状況である。そこで本観の未済に食糧及
炊事燃料の需給事情の下ではあるが特に左によつて配給統制食糧及
炊事燃料の特別増配を出来さうだけ継続的に行い併せて病院に於ける
炊事設備の改善を計ることとする。

一食糧又は炊事燃料の増配を受け得る病人の範囲 患者は特に嚴重な
調理の下に治療する必要があるときは、概ね入院して加療を受けて居ると認
め、事実及び特に食糧と炊事燃料の供給確保について特段の留意を要
する地域が大都市であるのに鑑み増配を受け得る病人の範囲を差当り東
京都(区制施行地域に限る)横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市
福岡市に於ける入院患者並に病院の性質上現に三食食糧の増配を実施してゐる
全国の結核療養所又は結核病棟に於ける結核患者、精神病院に入院して

いる精神病患者及び癲患者(以下入院患者と云ふ)とする。食糧及び炊事
燃料の需給事情の变化によつて可能となる場合は逐時増配を受け得る病
人の範囲を拡大するものとする。

二入院患者に対する食糧及び炊事燃料の需給基準は一人一日当りに実施し
ておいたものを左の通りとする。

物	数量	備考
主要 穀類 (但し、炊飯用)	〇.七	三食食糧は可及的に米 と麥を配給するものと す。
肉類	二五(但し五五以上の場合は二五)	
魚類	四〇	
卵類	四〇	
牛乳	四〇	
豆類	四〇	
野菜	四〇	
果物	四〇	
油脂	四〇	
砂糖	四〇	
食塩	四〇	
茶	四〇	
酒	四〇	
湯	四〇	
水	四〇	
その他	四〇	
合計	四〇	

食	塩	一〇瓦
砂	糖	二七瓦
脂	肪	四五瓦
鮮	魚介	三〇瓦
蔬	菜	六〇瓦
家庭燃料	木炭	一〇〇瓦

三、入院患者に対する物資配給の手続

- (一) 本措置による配給を行ふに主務大臣は入院患者用入券を発行交付す。その納入院患者は本措置に依りて受けやうとする。今、糧又は家庭燃料上より右の入院患者は、購入券と引き換へ且つその記載するところの出入す。
- (二) 前項の場合において主務大臣は入院患者の必要に反照を防止す。そのため必要措置を購する。同時に入院患者の適宜な発行を行ふ期し本措置を。故に阻害し。とす。
- (三) 必要措置(並にとる)とす。

ハヤシ必要措置(並にとる)とす。

(一) 主務大臣は二の配給基準(其の一)原則として入院患者の入院日数に相応して配給を。入夜後三時迄の學業の範。配給し得るものとす。

病に於ける調理方法 改良

入院患者の配給を受。其の購入會糧を病院に。病に於て其の病状。一。攝取状態に。患者に攝取す。其の積極的な期待。其の施設上必要な施設の修理拡充を行。

右の必要措置。其の他の厨用品供給専用電線。設置。其の他。必要措置を購す。

五、本措置は昭和三十三年三月一日より実施することを旨とする。



発衛第四〇号

昭和二十四年四月十六日

知事 殿
厚生 次官

病院給食実施地域の拡大に関する件

病院給食に付いて、昭和二十三年二月十二日發達第十二号次官通牒を以て実施中であり、
が、今後更に令附のすべりの病院に適用する事となり、左記要領により指導に遣
賦せしめ期せむべし。

記

- (一) 拡大の対象及びその期日
- (二) 拡大の対象

従来実施しつゝあるもの（東京都田代二十三区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、
市及び福岡市所在の病院並びに全国の結核療養所又は結核療養所、精神病院
及び癩療養所）を、除く全国のすべりの病院（十床以上の診療所を含む）とする

(二) 実施期日
病院給食実施地域の拡大は、昭和二十四年五月一日から三月と実施する

二、病院給食実施の強化

病院給食実施方法については、發達第十二号厚生次官通牒、病院給食指導実
施に関する件に既に示しあるが、これを拡大し、給食実施の推進をはかるため、別紙
病院給食指導強化要領に基き、指導の徹底を期することとし、この際、保健所と
し、協力せしめること

三、院外者に対する食糧及び家庭燃料の増配基準、物資配給手続及び配給申
出年月日等は別紙に、院患者に対する食糧増配適用地域、拡大及び病院給
食実施に關する措置を調へに従うものとする

四、報告
病院給食日報の提出については、發達第九十六号公衆衛生局長名を以て通牒して
ある、報告様式は、第二、第三、第四号に従うものとし、夫々提出期日は厳守すること

入院患者に対する食糧増配通用地域の拡大及び
病院給食実施に関する措置要綱

(閣議議決事項、次官會議決定)

入院患者に対する食糧増配及び病院給食実施に關しては昭和二十三年三月
一日より全國の結核療養所、結核病棟、癩療養所及び精神病院並び
に七大都市(東京、神戶、三浦、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡市)の一般病院に
對しては実施中であるが、今後更に一般病院に對してこの措置を七大都市以外
の全國に拡大し、それらの入院患者に對して主食、副食物等を従前より
若干向上した水準に於いて増配すると共に病院に於ける患者の食糧
攝取方法を改善し、病院給食実施の徹底をはかるものとする。
一 入院患者に對する食糧及び家庭燃料の増配基準は一人一日当り左の通
りとする。

主要食糧

- 男 十二才以上 八〇瓦
- 女 十二才以上 四〇瓦 (但し妊娠五ヶ月以上の妊婦に對しては七〇瓦)
- 十一才未満の男、女 四〇瓦
- 結核、癩、精神病 一四〇瓦

家庭配給分の配分とも可及的米及小麦粉とする

- 味噌 二匁 (乙兩地区に限る)
 - 醤油 〇三匁 (甲乙地区に限る)
 - 食塩 三三匁 (一月一〇〇瓦)
 - 砂糖 一〇瓦
 - 油脂 四瓦 (但し結核患者及び糖尿病患者に對しては一〇瓦)
 - 鮮魚介 三〇匁 (七大都市及び一般配給基準を合算)
 - 家庭用燃料 木炭換算一〇〇瓦 (薪又は煉炭を以て代替することあり)
- なお各地方長官は本措置による増配食糧及び燃料等の円滑な配給
をはかると共に右物資以外で必要なるもの、特別購入斡旋
を行ふものとする。

二 入院患者に對する物資配給の手続

一 入院患者に對する物資配給の手続は前措置要綱による。

三 病院給食組織の確立

病院は給食施設の修理、拡充及び栄養士の配給を行つても、その給
食体制を確立することを速前とし、病室及廊下その他特定の場所において
自炊を行はざるよう指導し、可及的に病院給食組織を通じて患者の病状に
應じた食事を給すること。

四 本措置は昭和二十四年五月一日より実施することを目途とする。

病院給食指導強化要領

一、趣旨 病院給食の重大性に鑑み、その実施改善を更に強化推進する必要があること。左記要領により指導査察の徹底を期すること。

記

一、病院給食に關する関係の向上を期すること。

一、病院給食に關する知識の啓蒙宜は、ラジオ、新聞、印刷物等による外、講演会、展覽会等の催物その他あらゆる機会を利用し、その徹底を期すること。

二、入院患者に対する食糧増配は、栄養上の見地から病院給食実施のために行うものであることを充分理解せしむること。

三、患者及び附添人の病室、外廊下等、自炊を行うことを禁ずるよう、強かに指導すること。

二、給食施設及び器具等の整備充実を期すること。

一、給食施設及び器具は左の基準により、その整備を期すること。

(一) 入院患者すべてに給食し得る給食施設を設けること。

(二) 調理室の床は耐火材料をもち、正澤及び排水に便利な構造とすること。

(三) 直火式炊事の場合には、その周囲に防火網を設け、防火構造とすること。

(四) 食器及び野菜の消毒設備を設けること。

三、看護婦職員及び附添人の給食設備は、なるべく患者と別室に設けること。

四、給食施設の設置、修理、改良のために必要の資材は、指定生産資材割当規則の規定により、病院より申請せし、本者に一括申請し、割当を受け、これを病院に交付し、もつてその整備につとめること。

三、病人給食用統制配給食糧の取扱は、適正と確保を期すること。

一、主要食糧の一般配給及び加配量は、ア、米及び小麦粉とす。採、努めること。

二、(一) の外食券は原則として入院期間の短かい患者が利用することとし、長期入院患者(結核、癩、精神病患者)にのみ、病院転入の手續を行はせること。

三、味噌、醬油、食塩は、地方の需給状況に應じ、指示した配給基準量を越えずとも、つかにない。

四、油脂及び砂糖と麦類は、配合は速かに割当を行い、かつ割当実施報告を十日以内に公衆衛生局長に提出すること。

五、鮮魚は鮮度高く、良質で病人に適するものを配給するよう努めること。

六、燃料は一律に石炭又は薪等を配給することなく、各病院の調理方法(石炭を使用するか又は電熱を使用するか)を考慮し、その実情に應じたものを配給すること。

七、主要食糧(油脂、砂糖)の割当量が不足する場合は理由を附した申請書を、速かに厚生省に提出すること。

四 病院給食用栄養食品の取扱を厳正にすること

一 肉・卵・牛乳については当該所管課と連絡の上低廉に入手配給を要すること
二 増配食糧品以外の栄養品を配給する場合は、栄養の見地から充分検討を加へることは勿論衛生上及び経済上その他患者の便宜を考慮すること

三 前記の栄養食品の生産を民間団体等に行はせる場合は事前に厚生省の了解を得ることし、製法の指導及び事業の監督を十分に行ふこと

四 自給生産及び協同購入の実施を奨励すること
一 農耕・養蚕・養鶏・養豚・養魚等の実施を奨励すること、病院はこれを單獨で不可能の場合相互に協同経営を実施すること
二 割当された食糧及び非統制物資等の入手を敏捷且正確たしめるため、病院は相互に協同購入の取組を設けること

五 前二項の協同経営に当るは、都道府県知事は厳重に監督し、病院及び関係当事者の不当利益を追究することを禁止すること

六 献立調理及び配膳指導の強化をはかること
一 栄養出納法の実施徹底を期すること
二 地方の生産及び配給状況に応じ、四季の献立基準を作り（蒞校、其の他の患者）指導すること

七 調理は栄養だけでなく衛生、調味嗜好等をも充分考慮するよう指導すること
このため適宜調理人に対し調理に関する講習会、研究会等を開催すること
八 調理人等の作業上必要の白衣、ゴム靴等の被服については必要に応じて厚生省に申請し、それが確保配分の一とすることを
九 運搬車及び病棟配膳室の設備を整備して配膳配食を迅速に円滑に期するよう指導すること

八 病院給食帳簿の整備指導を行うこと
病院給食に因する食糧及び栄養出納法並びに資材に關し、明瞭な記録を設けるよう指導すること

九 病院給食内報報告書を励行すること
一 病院は病院給食栄養月報（ホ一号様式）は翌月五日までに報告すること
二 指導すること

（医療法第二一條に基く）
一 都道府県は左月報を別紙ホ二、ホ三の形式によりとりまとめ、翌五月十五日迄に本省に報告すること
二 都道府県は左月報を別紙ホ二、ホ三の形式によりとりまとめ、翌五月十五日迄に本省に報告すること

三 病院給食系食糧算特別月報（別紙ホ四号様式）を翌五月十日迄に本省に報告すること

四 病院給食系食糧算特別月報（別紙ホ四号様式）を翌五月十日迄に本省に報告すること

4. 統計食糧の選配状況は栄養月報を二号様式の4頁の他の参考事項欄に記載すること

九. 栄養士を病院に配置するよう指導すること

一. 医療法施行規則第十九條の規定により收容定員百人以上の病院に於て栄養士を配置するよう指導すること

二. 栄養士は献立の作成食糧の出納及び保管調理並びに配膳等病院給食に關する業務を医師及び従業員と協力して行うことと原則とする

十. 給食実施病院査察方法

一. 医療法第三十五條及び医療法施行規則第三三條に基き次の諸事項について査察及び指導を行うことと原則とする

イ. 給食施設の構造・設備の検査

ロ. 給食施設設備・厨房用具及び食器等の清潔保持の状況

ハ. 給食に用いる食糧及び栄養出納並びに賣残の帳簿の検査

二. 病院給食栄養月報提出要求のほか査察上必要の報告の提出を命ずること

三. 右の諸検査の他に食物入手方法・献立・調理・配膳方法を併せて指導を行うこと

及び各府省病院等

4. 本査察指導は国立関係病院も兼養施設についてもこれを行うこと

5. 査察指導は医療監視員以外者がこれを行う場合は医療監視員と緊密な連絡をとり且つ医療法第三十五條の規定による当該官公吏の証面を携帯すること

六. 患者の嗜好及び廢棄量調査を実施するよう指導すること

七. 病院給食実施の効果と調査すること

八. 栄養量入院患者の死と率・体重入院期間等の逐月変化状態を調べること

九. 一般状態(元氣・血色・動作・食慾・便通・好嫌の程等)の変化を逐月比較すること

十. 左の調査は翌月二十日迄に厚生省に送附すること

参考事項

一. 病院の職員・看護婦及び附添の給食は栄養士が担当し栄養的の処理を行うよう指導すること

様式工号

病院給食報 様養式月報

病院名	入院定員数		入院患者数	入院患者数
	敷設定員数	実定員数		
病院名				
常食部				
食部				
穀類				
堅果類				
蔬菜類				
砂糖類				
油脂類				
豆類				
魚介類				
卵類				
牛乳類				
緑豆類				
甘藷類				
其他類				
合計				

1. 延人員給配：各病室食数に3に2割りたすもの
 2. 配給：統制配給・定期加配に含む
 3. 持配：予備物資・臨時特別配給の不定期に特別に配給したるもの
 4. 其他：自由購入・自産
 5. 合計：2.3.4を合計したるもの
 6. 合計純消費量：5の合計値から不可食分を除いた量
 7. 一人当り消費量：6の純消費量に延人員数を割りたすもの
 8. 林量及心算：前記の消費量に用いたるものに統一

裏面白紙

表式 2 号

各都道府県報告様式

都道府県名

1. 加配及び給食実地病院数

区分	病院数	一日平均入院患者数	加配病院数	一日平均入院患者数	給食病院数	一日平均入院患者数	給食実地病院数	一日平均入院患者数
結核								
癩								
精神								
傳染								
一般								
計								

注 数：都道府県所在の病院数
 加配病院数：加配の世実地12の病院数
 給食病院数：加配病院中給食実地12の病院数
 入院患者数：入院患者延数2一日平均

2. 各種給食病院食種表

病院種類	数	入院患者数	一日平均入院患者数	給食患者数	一日平均給食患者数	給食患者数	一日平均給食患者数
結核							
癩							
精神							
傳染							
一般							
合計							

注 1. 報告した病院給食栄養月報に基き作成
 2. 数：各種病院の数
 3. 一日平均入院患者数及び給食患者数：各種病院毎に平均の日に一日平均

3. 各種給食病院栄養比較表

病院種類	熱量 Cal	蛋白質 g	脂肪 g	カルシウム mg	鉄 mg	A	B	C
結核								
癩								
精神								
傳染								
一般								
平均								

注 1. 報告した病院給食栄養月報に基き作成
 2. 各病院給食栄養月報に基き算出する用い各栄養素2算定するものあり
 4. 其の他の参考事項
 統制部給食物の遅配欠配状況算
 注 1. 結核癩精神傳染及び一般病院並に全病院毎に各総平均の給食栄養月報
 (様式 3 号) に本表に附する

裏面白紙

様式 75

式六作当告報食給院病都
報月養給院病都

病院種別	病院敷		入院定員敷		入院患者延敷	
	配給	配給	臨時配給	臨時配給	臨時配給	臨時配給
常食配給	米	米	米	米	米	米
穀類	小麦粉	小麦粉	小麦粉	小麦粉	小麦粉	小麦粉
	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀
堅果類	生油	生油	生油	生油	生油	生油
	砂糖	砂糖	砂糖	砂糖	砂糖	砂糖
油脂類	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
	大豆製品	大豆製品	大豆製品	大豆製品	大豆製品	大豆製品
豆類	魚介類	魚介類	魚介類	魚介類	魚介類	魚介類
	魚介類	魚介類	魚介類	魚介類	魚介類	魚介類
肉類	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳
	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳
野菜類	野菜類	野菜類	野菜類	野菜類	野菜類	野菜類
	野菜類	野菜類	野菜類	野菜類	野菜類	野菜類
果類	果類	果類	果類	果類	果類	果類
	果類	果類	果類	果類	果類	果類
海菜類	海菜類	海菜類	海菜類	海菜類	海菜類	海菜類
	海菜類	海菜類	海菜類	海菜類	海菜類	海菜類
調味料	調味料	調味料	調味料	調味料	調味料	調味料
	調味料	調味料	調味料	調味料	調味料	調味料
水類	水類	水類	水類	水類	水類	水類
	水類	水類	水類	水類	水類	水類
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
	合計	合計	合計	合計	合計	合計

注 算

1. 延人員：各延食敷と3に2割した3もの各病院を合計する
2. 配給：統制配給、定期加配と含む
3. 特別配給：7、物資量臨時配給物資量其他不定期に特別配給されたもの
4. 自由購入：自産生産
5. 合計：2・3・4を合計したものの
6. 合計純消費量：5の合計値から不可食分を除いた量
7. 一人当たり消費量：6の純消費量を延人員合計値で割ったもの
8. 熱量及び蛋白質：栄養分表を用いることに統一する

各病院の合計
と73

裏面白紙

様式 4号

病院給食用食糧等特配月報

年 月 日

都道府県知事

公衆衛生局長殿

品名	取扱銘柄名	数量	単價	金額	熱量	蛋白質	備考
計							

備考

裏面白紙

昭和二十三年二月二十二日

厚生 次 官

各都道府縣知事殿

病院給食指導実施に関する件

疾病、治癒には、病状に適宜した食事をとりこの必須の條件であるが、現在の食事を攝取の状況は、質量ともに加療目的にそわせず、又病院に於ける調理が主として入院患者毎に雑然とした炊事に依存しているために、不合理、不衛生に流れている現状に鑑み、今後別給の所かり経済安定を期し、大都市における入院患者に対する食糧の増産等に同する措置を要領として決定し、食糧、燃料及び給食施設整備に要する資材等の特別増産を実施すること、なつたので、この旨を達成するため左記要領により病院給食指導を実施し、以て病院における調理の合理衛生化及び給食施設の改善整備を図ると共に、栄養知識の普及徹底を期せり。

記

一 実施要領

(一) 対象

東京都(五市) 横濱市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 及 福岡市 所在の病院並びに全国の結核療養所又は結核病棟 精神病院 又は 精神病棟 及び 療養所とする

(二) 実施期日

昭和二十三年三月一日からこれを実施する

(三) 実施方法

各病院は入院患者の依託により配給物資の買入れを代行し、病院の主任に於て之を調理の上病状に適した食事形態として患者に與ふること、配給物資の取扱、調理の方法その他給食運用にあつては別冊の病院給食指針とを参照すること。

二 実施に伴う措置

1. 病院給食を直二円増に実施することを、各都道府縣に病院給

食料委員会を設けること

- 一 委員会は病院給食関係者及び母子識経験者等より組織し、病院給食に關する重要事項の調査審議を行ふ
- 二 配給物資を確保しその配分を適正にするため各病院が積極的に病院給食組合の如き組織を整へ備へし、指導すること
- 三 給食施設を整備するため所要資材特別に措置を講ずること
- 四 病院給食の指導を徹底するもの、指導員を配置し、予算の定むる範囲内において國庫補助とする
- 五 病院はなるべく栄養士を採用し給食を實施の適正を期すよう指導すること

三 報告

- 一 病院は給食月報(別紙第一号様式)を翌月五日までに都道府県知事に提出すること
- 二 都道府県知事は給食月報總括表(別表第二号様式)を翌月十五日までに厚生省公衆保健局長に提出すること

四 実施上の注意

- 一 調理は、栄養的かつ衛生的に行ひ、栄養障害又は中毒事件等が発生しないよう充分注意すること
- 二 調理場は特に防蟻、洗槽及び排水設備を整へ、調理台、配膳台、食器その他器具を清潔を保持すること
- 三 物資の保管は嚴重に盗難、虫害、汚損のことに注意し、注意すること
- 四 各病院は物資出納簿を備へ、常にその出納を明確にしておくこと
- 五 都道府県知事は、市中に病院及び病院給食組合の事務を査察し、物資の積流し、その他の不正が行われないよう充分な指導監督を行うこと
- 六 病院給食に關する事務は、栄養士を専任にありし、これを主とし、指導の統一徹底に努むること

衛發第三六二號

昭和三十三年十一月八日

白子生處 公衆衛生局長
學生省 醫務局長

各都道府県知事宛

病院給食指導の強化徹底に関する件

今般施行され、医療法及び同法施行規則の規定により、
病院は、その所定期間内に給食施設を整備する外、患者収容定
員百人以上の病院は、一人以上の栄養士を配置しなければならぬこととなつた
ところ、これは病院における給食と栄養食の間の衛生的に適切なるもの
ようとするものであるから、この際、各病院の給食方法及び給食施設
等の改善整備に、この地に巡回指導を行はうと、ともに給食担当
者に対する栄養教育を実施し、もつて病院給食指導の強
化徹底を期せられたい。

このほ、実地指導のため、各病院の給食施設給食関係書類を檢
査せしめる必要がある場合は、巡回指導法第二十五條の第三項に規定する
当該更の員の身分を指示する証書を携せしめるよう、指導されたい。

裏面白紙

國庫負担地方職員及び國庫補助地方職員
の人員整理特例方について

(公衆衛生局環境衛生課)

標記の職員に該当する職種は左記の通りであるが
別紙の事由によつて人員整理特例方御取計うわ
れたい。

記

- 一、鼠族昆虫駆除実施職員
- 二、環境衛生監視員

厚生省

別紙

人員整理特例方事由

(1) 鼠族昆虫駆除事業の概念

本事業は昭和三十年九月二十日附連合國最高司令部の指令に基いて傳染病予防法に準じて過去三ヶ年来実施して来た事業で、本目的は單に昆虫類が傳染病を媒介する経路を絶つて傳染病の予防を図るばかりでなく併せて國民の文化的で健康な生活環境を作るのである。この事業は地方衛生部の予算の大半を占め極めて重要且つ大事業である。

(2) 鼠族昆虫駆除実施職員

本職員は昭和二十一年五月四日附連合國最高司令部の指令に基いて都道府県庁に設置しその都道府県内に於ける鼠族昆虫駆除に従事する人事及諸活動の組織、教育、活動監督及協調の責に任ずるもので全國に二級技術吏員二十人と技術雇員四六人を特置し一府縣宛二級技術吏員一人及技術雇員一人又は技術雇員一人で、これ以上削減せらるると本事業に支障をきたすのである。

この職員は従来は全額國庫補助職員であつたが昭和三十三年度より二分の一國庫補助職員になつた。本来の各都道府県に二級一人、三級一人、雇員二人は必要とする所で現在定員は五分一以下の最低

厚生省

線を維持してゐるに過ぎないである。

(3) 環境衛生監視員

本職員は保健所に配置し鼠族昆虫駆除の指導監督を行うのみならず

- (1) 旅館業法
- (2) 理容師法
- (3) 公衆浴場法
- (4) 興業場法
- (5) へい獸處理等に関する法律
- (6) 基地埋葺等に関する法律

の施行に關し現場において業態上の不衛生の取締りを行ふ職員で従来衛生取締りが警察署にあつた

当時衛生係警察官の行つてゐた事務を行つた
もので、^{その}概言すれば衛生警察官と稱すべ
きものでなく、且つ現在においても尚極めて不足で
増員を必要とし現在の二倍の定員を予定して
いるものである。

厚生省

聯合國最高司令部

一九四六年五月四日附

級込番号 七三五(一九四六、五、四)PH

覚書 日本帝國政府宛

主 題 昆虫及鼠族の駆除を担当する官吏の任命に

関する件

一、昭和二十年九月二日附「公衆衛生対策に関する件」覚書を参照すること。

二、日本政府は各都道府県衛生課内に昆虫鼠族の駆除管理を常時担当すべき官吏を任命すべし。上記官吏は都道府県内に於ける昆虫鼠族駆除に従事する人事及諸活動一切の組織、教育、活動監督及協調の責に任すべきものとする。

一、都市町に於ける下部単位(班)の数及組織は本年四月

厚生省

二五日より二七日に到る間京都に於て催されたる講習会にて大要を示されたるものと各都道府県地方條件全般と考慮して編成せらるべきものとする。各都道府県の昆虫鼠族駆除担当官は各都道府県衛生課長及地方軍政中隊公衆衛生担当官と協議の上、各都道府県の計画案を作成し、厚生省に提出すること。

一、厚生省は都道府県昆虫鼠族担当官に対し、必要と考へる活動状況及資材消費状況に関する定期的報告を徴すること。

日本政府は最高司令部GHQに本覚書に應じて取りたる措置に関する報告を作成し五月一五日迄に提出すべし。

高級副官 B.M. フィッチ 准將 代

A. J. Reke.

聯合國最高司令部指令

昭和二十年九月二十二日

(SCAP LNI 四八)

公衆衛生対策に関する件

聯合國最高司令官は日本政府に対し左の處置をとることを指令す

一、厚生省は直ちに左の事項を調査すべし

(一) 各縣に於ける疾病蔓延状況

(二) 各縣に於ける醫師、齒科醫師、獸醫師及公衆衛生關係者の數

(三) 各府縣に於ける病院施設、醫療施設、獸醫關係施設及衛生施設の個々に關しその適不適の状況

(四) 従來の日本の公衆衛生關係法規が現在の要求を滿すに適當なりや否やの状況

二、直ちに左の處置を採るべし

(一) 各縣毎の傳染病の週報

(二) 傳染病患者及疑似患者の檢診、隔離、入院

(三) 一般民衆の健康に対し著しく影響を有すると思惟せらるる疾病に關する豫防注射、昆虫駆除及撲滅策

三、上水道、下水道及汚物處理施設を軍以外の資材及勞力を使用して出來得る限り早急に復舊すべし

四、軍以外の病院、結核療養所、癩療養所及診療所を出來得る限り早急に再開し又は繼續すべし、病院施設不足ならば應急病院として利用し得べき學校、其の他の建築物を調査すべし

五、軍以外及軍の總ての醫療資材、齒科醫資材、獸醫資材、衛生資材及軍の食糧は聯合軍最高司令官の占領管理方式に従つて従來の日本の機關を通じて配給さるべし

六、米海軍と協力し海港檢疫をなすべし、海港檢疫は日本軍以外の管理に依り設置せらるべし

七、公衆衛生關係臨床診斷關係及血清、ワクチン製造關係の軍以外研究所の業務を再開し又は繼續すべし

八、聯合國最高司令官に依つて樹立せられた方針に従ひ衛生統計の報告及び解説を速になすべし

九、日本國民の花柳病撲滅に特に努力すべし、本事業は既存の日本機關に依りなされるべし

食品工業施行必要経費

飲食衛生の衛生を確保し、衛生を防止し、その経費を必要とする。

(食品衛生法)

地方財政費
地方自治費
職員費
地方自治費
職員費
地方自治費
職員費

補助員賃金
及交付金
食品工業監視
事務費
賃金

給与費
事務費

70,925,000
22,988,000
12,988,000

内訳別(紙通り)

厚生省

食品衛生監視事務職員費負担金内訳

已分 職員俸給	員数 1,727	単價 25,222	金額 43,766,000	備考 行政整理 5%増徴 1,727人 25,222円
旅費			16,924,000	① 8,000
定額旅費	1,727	9,800		
庁費			9,000,000	② 1,700,000
善通	1,727	5,100		
計			141,850,000	
石・吉更担			70,925,000	

倉子新並現事務職員配置長

郡道行縣	世道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	郡道行縣	世道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉
設置走員	六	二	二	四	二	二	三	二	二	二	三	設置走員	六	二	二	四	二	二	三	二	二	三	設置走員
郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣
設置走員	四	八	八	八	九	九	九	九	九	九	九	設置走員	四	八	八	八	八	八	八	八	八	八	設置走員
郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣
設置走員	四	八	八	八	九	九	九	九	九	九	九	設置走員	四	八	八	八	八	八	八	八	八	八	設置走員
郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣	郡道行縣
設置走員	四	八	八	八	九	九	九	九	九	九	九	設置走員	四	八	八	八	八	八	八	八	八	八	設置走員

予算措置の説明

一 昭和二十四年度当初予算において、食糧衛生監視員の定数は、昭和二十三年度通り一七六名認められてゐるが、定額旅費と除く俸給及び庁費と標準單面よりこれを一五%の事務的に落とすにしようである。この措置は食糧衛生監視員と、この特殊事情と同等考慮されて、いふ遺憾である。

この仕事は別紙理由書のように従来警察にて取扱つた業務の衛生部局へ移管され、この主要部分であり、この仕事の重要性に鑑み、今回掃蕩、対象外とこれに他の保健所職員と同様に考慮されるべきであるが、これが予算措置として、当初予算で格下げに一五%の單面減と標準單面^{以下}減すよう予算の追加又は予備金の支出とをこれに、

厚生省

民養改善指專に必要経費

民養に關する知識を普及徹底すると共に適切な指導
を行ふ國民の食生活に改善するに於てこの經費が必要である。

邦款項目 計 已 分 員數 單價 予算額 備考

地方財政費

地方公共団体
職員費
地方公共団体
職員費
地方公共団体
職員費

及事務費
及事務費
及事務費

及事務費
及事務費
及事務費

給子費
事務費

二〇四三〇〇 内訳別額
一八〇三〇〇
二四〇〇〇

厚生省

民養改善指專事務職員費予算内訳

已 分 員數 單價 金額 備考
職員係給 九 事務費
二級技術職員 四六 給子費
三級 〃 六五五七〇 事務費

旅費 三六〇〇
職員旅費 三五〇〇
旅費 一九八〇〇

弁費 五五
職員旅費 三五〇〇
旅費 一九八〇〇

通費 五五
職員旅費 三五〇〇
旅費 一九八〇〇

計 右の士員組
二八二〇〇〇
四〇八六〇〇
二〇四三〇〇

第... 職員配置表

都道府県	職名	人数
北海道	支庁長	1
青森県	支庁長	1
岩手県	支庁長	1
秋田県	支庁長	1
山形県	支庁長	1
福島県	支庁長	1
茨城県	支庁長	1
栃木県	支庁長	1
群馬県	支庁長	1
埼玉県	支庁長	1
千葉県	支庁長	1
東京都	支庁長	1
新潟県	支庁長	1
富山県	支庁長	1
石川県	支庁長	1
福井県	支庁長	1
山梨県	支庁長	1
長野県	支庁長	1
岐阜県	支庁長	1
静岡県	支庁長	1
愛知県	支庁長	1
三重県	支庁長	1
滋賀県	支庁長	1
京都府	支庁長	1
大阪府	支庁長	1
兵庫県	支庁長	1
奈良県	支庁長	1
和歌山県	支庁長	1
徳島県	支庁長	1
香川県	支庁長	1
愛媛県	支庁長	1
高知県	支庁長	1
福岡県	支庁長	1
佐賀県	支庁長	1
長門県	支庁長	1
熊本県	支庁長	1
大分県	支庁長	1
宮崎県	支庁長	1
鹿児島県	支庁長	1
沖縄県	支庁長	1
計		

支庁長
支庁長

九

四

五

省

一、栄養調査に必要な経費
 玉民身体状況及攝取栄養量を調査し
 玉民栄養の実態を適確に把握するためこの経
 費が必要である

新穀頃	日節	已分員数	単価	備考
保健工生費				
公衆工生費				
公衆衛生調査 及指針費				
補助員賃金 及交付金 等費				
			八九一〇〇	内訳別紙の 通り

厚生省

栄養調査指導職員費負担金内訳

已分員数	単価	金額	備考
給料	二四	六五、五七	単価算出内訳
旅費	二四	三六〇〇	$77150 \times 0.85 = 65579.50$
庁費	二四	五一〇〇	(一) $6000 \times 0.85 = 5100$
計		八九一〇〇	
右負担		一七、八二七、七二	繰上整理金三三六円

病院給食実施に必要なる経費
 全国・経核・療・精神病院と七大都市の一般病院に於て実施し
 べきに、これに全国一般病院に於て拡大し入院患者の栄養改善
 善に因るため、この経費が必要である。

部款項	目節	区分	員数	単價	昭和二十四年度 予算	備考
保健衛生費 公衆衛生費 公衆衛生調査 及指導費	補助員給与 及交付金 病院給食指 導員費補助				四五九、〇四二	内訳 別紙を通り

厚生省

病院給食指導員補助内訳		備考
正分	員数	單價
給料	一四	六五、三七七、 三〇
給分	九一八、〇八五	單價算出内訳
合計補助	四五九、〇四二	(算出) 72,150 x 0.85 = 61,327.50

一、鼠族昆虫駆除に必要経費
 銀米病天然防止の方法として鼠族昆虫の駆除は最も
 肝要にして之が事業の強化に因つたためこの経費ハ必
 要である

部款項	目節	区分	数量	単價	備考
地方財政部 警備員 警備員	地方公共団体 警備員 警備員 員租金	警備員	警備員	六三、一九五、〇〇〇	内訳別紙ニ通り
				六〇、七四四、〇〇〇	
警備員	警備員	警備員	警備員	五二、一五〇、〇〇〇	内訳別紙ニ通り
				九、五八四、〇〇〇	
				二、四五一、〇〇〇	
警備員	警備員	警備員	警備員	二、一六四、〇〇〇	内訳別紙ニ通り
				二、八七、〇〇〇	

厚生省

(一) 環境衛生監視事務職員費負担金内訳

區分	員数	単價	金額	備考
職員俸給	五六〇	六五、五七七	一〇二、三〇〇、〇〇〇	行政整理五分単價で考へ
旅費	二七〇	六〇	一六、三二〇、〇〇〇	
六費	一五六〇	五、一〇〇	七、九五六、〇〇〇	
普計			一三、四八八、〇〇〇	
右ノ又員担			六〇、七四四、〇〇〇	

(二) 鼠族昆虫駆除実施職員費負担金

區分	員数	単價	金額	備考
職員俸給	二〇	二一、五七七	四、三二八、〇〇〇	厚生省
二級技術吏員	四六	三、〇一六、四五〇	一、三二一、五五〇	
旅費	六六	三、六〇〇	二三八、〇〇〇	
六費	六六	五、一〇〇	三、三六〇、〇〇〇	
普計			二、四五一、〇〇〇	
右ノ又員担				

環境衛生監視事務職員配置表

都道府縣	北海道	青森道	岩手道	宮城道	秋田道	山形道	福島道	茨城道	栃木道	群馬道	茨城道	山形道	秋田道	宮城道	岩手道	青森道	北海道	都道府縣
設置定員	七七	二四	二五	三一	二五	二七	四〇	四一	三一	三三	二八	二八	二七	二七	二七	二七	二七	都道府縣
都道府縣	埼玉縣	千葉縣	東京府	神奈川縣	新潟縣	富山縣	石川縣	福井縣	山梨縣	長野縣	山梨縣	長野縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	都道府縣
設置定員	四二	四三	一〇〇	四四	四八	一九	一九	一四	一六	四一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	都道府縣
都道府縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	都道府縣
設置定員	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	都道府縣

																				宮崎	鹿兒島	合計
																				二	三	一、五
																				一	五	六
厚生省																						

鼠族昆虫駆除実地職員配置

山	広	岡	島	島	和歌	奈	兵	大	京	滋	三	愛	崎	群	栴	茨	福	山	秋	宮	岩	青	北	都
口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	玉	馬	木	城	島	形	田	成	手	森	道	道
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	徳	厚	静	政	長	山	福	石	宮	新	神	東	千	都
	鬼	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	生	岡	阜	野	梨	井	川	山	為	奈	糸	葉	道
	島																							府
																								縣
二																								
四																								
六																								

設置定員数
二級技術員
技術員

設置定員数
二級技術員
技術員